

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者 事業者指定（更新）の申請手続きについて

1 区が指定する相談支援事業

（１）指定特定相談支援事業

基本相談支援（障害者・障害児からの相談業務）を行うとともに、障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに継続サービス利用支援（モニタリング）を行います。

（２）障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援を（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに継続障害児支援利用援助（モニタリング）を行います。

※障害児への相談事業を行う場合には、障害福祉サービス及び障害児通所支援を一体的に判断することが望ましいため、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を受ける必要があります。

2 申請手続きの流れ

（１）事前準備

- ① 区ホームページから指定（更新）申請書類をダウンロードします。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00038612.html>
- ② 書類一覧及び申請書チェックシートに従って、登記事項証明書や実務経験証明書等必要な資料を用意し、申請書にご記入ください。
- ③ 事業者の指定は「事業所ごと」に行います。同一法人が所在地の異なる事業所でサービスを行う場合、事業所ごとに申請書類が必要です。
特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合は、書類は１部で構いません。

（２）申請

（ア）指定（更新）申請書類の提出

- ① 指定希望月又は更新予定月の前々月末日（午後 5 時必着）までに、申請書類を世田谷区に提出します。
すべての申請書類が不備なく提出された時点で、正式に受理となります。提出された申請書類に不備・不足があった場合、受理できませんのでご注意ください。
- ② 新規指定の場合
新規指定申請受付は窓口にて行います（郵送では受け付けておりません）。
必ず事前に、障害保健福祉課に連絡し、面談の予約をしてください。なお、面談日の 1 週間前までに申請書類を事前送付してください。
- ③ 申請内容に変更が生じた場合
申請後、指定（更新）までの間に、届け出た人員や設備、規定等に変更が生じる場合は、速やかに下記担当までご連絡ください。

(イ) 申請書類の審査

申請書受理後、定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているか、具体的な審査を行います。審査にあたり、必要に応じて現地確認を行います。また、審査の過程で不明な点があった場合は、担当より事業者の確認等を行いますので、ご協力をお願いします。

(3) 指定又は却下

(ア) 指定の決定

- ① 指定は毎月 1 日付けで行います。
- ② 審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

(イ) 指定の通知

- ① 指定した事業者には、法人あてに「指定（更新）通知書」を発行します。当該事業所の見やすい場所に掲示してください。
- ② 通知の再発行はしませんので、大切に保管してください。
- ③ 指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、「却下通知書」を発行します。

(ウ) 情報提供

区が指定した事業者の情報は、東京都へ情報の提供を行います。

(エ) 公示

新規指定した事業者については、以下の内容を公示します。

- 1 事業者の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業所番号
- 6 事業の種類
- 7 事業の主たる対象者
- 8 指定等の年月日

(4) 指定に係る留意事項

区から新規指定通知を受けた場合は、東京都へ「事業開始届」の提出が必要です。

【問い合わせ・申請受付】

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 事業者指定・指導担当

電話 03-5432-2243

FAX 03-5432-3021